

入社直後のマイナ保険証利用に関するQ&A

Q1 日本郵政グループに入社してから病院を受診する場合は、どうしたらいいでしょうか。

A1 マイナンバーカードを健康保険証利用登録しているかによって変わります。チャートでご確認ください。

①健康保険証利用登録をしている方
(マイナ保険証をお持ちの方)

②健康保険証利用登録をしていない方
(マイナ保険証をお持ちでない方)



採用から2～3週間で共済組合から自動的に発行される「**資格情報のお知らせ**」がお手元に到着後、マイナ保険証で病院を受診できます。



採用から2～3週間で共済組合から自動的に発行される「**資格確認書**」を病院の窓口で提示することで受診できます。

マイナ保険証をお持ちの方でも障がい等の理由により、マイナ保険証で病院の受診が困難な場合は、資格確認書の発行が可能ですので、末尾に記載の【照会先】までご連絡ください。

Q2 「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」が手元に届く前に病院を受診することになった場合、医療費は全額自己負担になってしまうのでしょうか。

A2 マイナンバーカードを健康保険証利用登録しているかによって変わります。チャートでご確認ください。

①健康保険証利用登録をしている方
(マイナ保険証をお持ちの方)

②健康保険証利用登録をしていない方
(マイナ保険証をお持ちでない方)



マイナポータルに表示される資格情報が「**日本郵政共済組合**」となっていれば、マイナ保険証で病院を受診できます。

[「マイナポータルでマイナ保険証\(医療保険\)の資格情報を確認・取得する方法」](#)
(出典：デジタル庁)



マイナポータルに表示された資格情報が以前加入していた健康保険組合のままの場合は②の対応となります。



一旦は全額自己負担していただき、後日、医療費の約7割を共済組合にご請求ください。

[「日本郵政共済組合ホームページ」](#)
(短期給付事業：立替払いをしたとき)



受診と同月中に「**資格確認書**」を提示することで医療費の約7割を返還いただける場合もあります。受診前に病院の窓口にご相談ください。

【照会先】

日本郵政共済組合 (電話) 0120-97-8484 (受付時間 9:00～18:00 (土日祝日を除く))

ご家族のマイナ保険証または資格確認書については、別途、被扶養者の認定手続きが必要です。詳細は右の二次元コードからご確認ください。

[「日本郵政共済組合ホームページ」](#)
(被扶養者の認定)

